## 【農林水産部】

【 展外小连印 】	
件名	公共空地の管理について
	宮津市内の公共空地(以下「本件土地」という。)について、
申立概要	京都府は、宮津市と協力して境界の確定及び財務局長への引き
【受理 3.5.24】	渡しを早急に進めてほしい。
	本件土地は、昭和 40 年代に被災した海岸保全施設を早期に
確認事項	復旧するため、民地と国有地の境界を確定しないまま緊急工事
【通知 3.7.29】	を実施した箇所であり、宮津市により、平成7年度から国土調
	査法に基づく地籍調査が実施され、本件土地の境界を確認した
	が、一部の土地を除き、境界確定には至っていない。
	京都府では、従来から、隣接地所有者から境界確定に関する
	個別の申請があった場合に境界確定事務を行っているが、本件
	土地については、漁港管理者である宮津市の適切な管理によっ
	て護岸と一体的に十分機能しており、境界が明らかでないこと
	で、宮津市の管理に支障は生じていないこと、また、地元住民
	自治会が、地区全体で境界確定を進めるのではなく、民地の地
	権者から個別申請がある場合のみ境界確定を行いたいとの意
	向であることから、水産課は、現状において、国有財産法第31
	条の3により京都府が隣接地所有者等に対して、自発的に境界
	を確定するための協議を求める状況ではなく、隣接地所有者等
	からの申し出を受けた場合には、宮津市と協力して境界確定事
	務を進め、境界確定後、必要に応じて近畿財務局と引き継ぎの
	協議を行うものである。